

離島対策支援事業要綱 新旧条文対照表

旧	新
<p>1.通則 離島対策支援事業については、使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成14年法律第87号。以下「法」という。)、関係政省令、財団法人自動車リサイクル促進センター寄附行為、資金管理業務規程及び再資源化等業務規程の規定によるほか、この要綱の定めるところによる。</p> <p>2.事業の目的 この事業は、法第106条第3号の規定に基づき、引取業者への使用済自動車の引渡しに支障が生じている離島の市町村が、引取業者に使用済自動車を引き渡すために行う運搬その他の当該支障を除去するための措置を講ずる場合において、当該離島市町村に対し、当該措置に要する費用に充てるための資金の出えんその他の協力を行うことにより、使用済自動車の適正かつ円滑な引渡しを促進することを目的とする。</p> <p>3.資金出えんの対象 (1) 資金出えんの対象は、法第106条第3号に基づく離島市町村の事業(以下「対象事業」という。)であって、引取業者に使用済自動車(法の施行日(平成17年1月1日)以降に自動車の所有者が法第8条に基づき引取業者に引き渡す使用済自動車を対象とする。)を引き渡すために行う運搬その他の当該支障を除去するための措置として別紙に示す海上輸送パターンのいずれかに該当するものとする。</p> <p>(2) 資金出えんにあたっては、対象事業に関して、これを実施する離島市町村及び関係都道府県により次の内容が実施されていることを条件とする。 ①地域の実情に適した効率的な事業の構築及び運用体制の整備 ②事業全体の円滑な運用のための市町村民への周知の徹底及び理解の促進</p> <p>4. 資金出えん額 資金出えん額は、「3.資金出えんの対象」に掲げる対象事業に要する海上輸送に係る費用として海上輸送パターン毎に別紙に示す対象経費総額の10分の8以内とする。</p> <p>5. 協力要請 (1) 離島市町村は、資金出えんの協力を受けようとする場合は、様式第1「離島対策支援事業協力要請書」(事業計画書を含む。以下「協力要請書」という。)を法第105条に基づき主務大臣の指定を受けた指定再資源化機関である財団法人自動車リサイクル促進センターの再資源化支援部(以下「再資源化支援部」という。本要綱に定める離島対策支援事業は、再資源化支援部がこれを行う)に提出するものとする。</p>	<p>(通則) 第1条 離島対策支援事業については、使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成14年法律第87号。以下「法」という。)、関係政省令、公益財団法人自動車リサイクル促進センター定款、再資源化等業務規程及び資金管理業務規程の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。</p> <p>(目的) 第2条 この要綱は、法第106条第3号の規定に基づき、使用済自動車の引渡しに支障が生じている離島市町村に対し、公益財団法人自動車リサイクル促進センター再資源化支援部(以下「再資源化支援部」という。)が出えんその他の協力を行うことにより、離島市町村における使用済自動車の適正かつ円滑な引渡しを促進することを目的とする。</p> <p>(出えんの対象) 第3条 再資源化支援部が行う出えんの対象は、離島市町村において、使用済自動車等を引取業者等に引き渡すために行う海上輸送及びそれに伴う荷役に係る費用とする。</p> <p>3. (1)から独立 2 海上輸送の方法は、最終所有者又は委託を受けた者及び引取業者等が、定期船又はチャーター船を利用した場合とする。</p> <p>3 離島市町村及び関係都道府県によって、次の内容が実施されていることを条件とする。 (1) 地域の実情に適した効率的な事業の構築及び運用 (2) 事業全体の円滑な運用のための住民への周知</p> <p>(出えん額) 第4条 再資源化支援部が行う出えんの額は、対象となる費用の総額の10分の8を上限とする。</p> <p>(事業計画書の提出) 第5条 出えんを受けようとする離島市町村は、事業計画を立案し、原則として、前年度12月末までに、離島対策支援事業計画書(以下「事業計画書」という。)を再資源化支援部に提出する。</p> <p>新設(運用変更) 2 自動車の保有台数が100台以下の離島市町村においては、前項の規定にかかわらず、事業計画書の提出を必要としない。</p>

旧	新
<p>(2) 協力要請書は、原則として、関係都道府県が管内の離島市町村から受付け、とりまとめた後、再資源化支援部に提出するものとする。</p> <p>(3) 協力要請書は、原則として、次年度に行う対象事業について9月末までに再資源化支援部に提出するものとする。ただし、法施行当初については、別途定めることとする。</p> <p>(4) 再資源化支援部は、対象事業の円滑な実施が促進されるよう、離島市町村及び関係都道府県に対する説明、助言等の協力を行うものとする。</p> <p>6. 協力決定の通知</p> <p>(1) 再資源化支援部は、協力要請書が提出された後、必要に応じて要請を行った離島市町村へのヒアリング及び調査を実施して内容を確認し、適切と認められる場合は、これを資金管理業務規程第28条及び再資源化等業務規程第17条の規定に基づき資金管理業務諮問委員会の下部組織として設置された離島対策等検討会に提出する。</p> <p>(2) 離島対策等検討会は、(1)で提出された内容を受け、資金出えんの適正かつ公正な実施について調査審議を行って出えんを予定する離島市町村(以下「出えん先離島市町村」という。)を決定(以下「協力決定」という。)し、資金管理業務諮問委員会における承認を得るものとする。</p> <p>(3) 再資源化支援部は、協力決定後速やかに、出えん先離島市町村及び関係都道府県に対して、各年度における出えん予定額(原則的な出えん上限額)を記載した様式第2「離島対策支援事業協力資金出えん予定連絡書」により、協力決定の旨を通知する。</p> <p>7. 協力要請の変更 協力要請書提出後に、対象事業の内容を変更する事情が発生した場合(軽微な変更を除く。)には、変更内容を「協力要請書(変更申請)」に記載し、変更理由書を添付して、再資源化支援部に速やかに提出するものとする。</p> <p>8. 支払申請</p> <p>(1) 出えん先離島市町村は、対象事業実施後、様式第3「離島対策支援事業協力資金出えん申請書(実施報告)」(以下「協力資金出えん申請書」という。)に実績を記載し、「離島対策支援事業協力資金出えん申請 個別実施明細書」を添付して、再資源化支援部に出えん金の支払申請をするものとする。</p> <p>(2) 協力資金出えん申請書は、離島市町村において原則として四半期毎にとりまとめ、とりまとめた月の翌月10日までに(第1四半期分は7月10日、第2四半期分は10月10日、第3四半期分は1月10日とする。)再資源化支援部に提出するものとする。第4四半期分は2月末日までに提出するものとする。(当年度未申請分については、次年度の実績として申請するものとする。)</p> <p>(3) 出えん先離島市町村は、協力資金出えん申請書への実績記載にあたっては、海上輸送パターン毎に別紙に示す証拠書類を収集し、かつ当該証拠書類を事業完了後5年間保存するものとする。</p>	<p><u>削除(運用変更)</u></p> <p><u>1項に集約</u></p> <p><u>12条として独立</u></p> <p>(出えん予定) 第6条 再資源化支援部は、離島市町村から提出を受けた事業計画書の内容を調査確認のうえ、離島対策等検討会及び資金管理業務諮問委員会の調査審議に附し、出えん予定を決定する。</p> <p><u>1項に一部を集約</u></p> <p><u>削除(運用変更)</u></p> <p><u>削除(運用変更)</u></p> <p>(出えん申請) 第7条 出えんの対象となる実績があった離島市町村は、その実績を四半期単位に取りまとめ、各々8月10日、11月10日、2月10日、5月10日までに離島対策支援事業出えん申請書(以下「出えん申請書」という。)を再資源化支援部に提出する。</p> <p><u>8. (1)から独立</u> 2 離島市町村が出えん申請書を提出するにあたっては、離島対策支援事業出えん申請明細書(以下「出えん申請明細書」という。)を添付する。</p> <p><u>1項に集約</u></p> <p><u>9条として独立</u></p> <p><u>新設(運用変更)</u> 3 離島市町村は、実績が事業計画書から大きく変化した場合、その内容、理由を、出えん申請明細書の変更・追加欄に明記する。</p>

旧	新
<p>9. 出えん額の確定 再資源化支援部は、協力資金出えん申請書が提出された後、必要に応じて出えん先離島市町村へのヒアリング及び調査を実施し、事業計画書を含めた協力要請内容に則したものであることを確認の上で、出えん額を確定し、様式第4「離島対策支援事業協力資金出えん額確定通知書」を速やかに送付するものとする。</p> <p>10. 出えん金の支払 出えん金の支払は、「9.出えん額の確定」により額が確定した後に、出えん先離島市町村があらかじめ指定する口座に、振込みにより速やかに支払うものとする。</p> <p>11. 状況報告・検査等 再資源化支援部は、必要と認めるときは、出えん先離島市町村に対して、対象事業の遂行状況その他必要な事項について報告を求め又は検査等を行うことができる。その場合に、出えん先離島市町村は、対象事業の収入及び支出に係る帳簿及び証拠書類を備え、求めに応じて提示するものとする。</p> <p>12. 協力決定の取消し等 再資源化支援部は、出えん先離島市町村が次に掲げる事項に該当したときは、協力決定の取消し又は出えん金の返還を求めることとする。 (1) 偽り又は不正の方法により協力要請又は支払申請を行ったとき。 (2) 出えん金を出えんの対象となる事業以外の用途に使用したとき。 (3) 事業計画書を含めた協力要請内容に則して対象事業が実施されなかったとき。</p> <p>13. 事業実施の責任の所在 資金の出えんを受けた対象事業の遂行及び結果に関しては、これを実施する離島市町村及び関連都道府県においてそれぞれの役割分担において責任を負うものとする。</p> <p>14.(その他) 特別の事情によりこの要綱に定める手続等によることができない場合には、再資源化支援部の定めるところによるものとする(必要に応じて離島対策等検討会の承認を受けるものとする。)</p>	<p>(出えんの決定及び支払い) 第8条 再資源化支援部は、離島市町村から提出を受けた出えん申請書の内容を調査確認のうえ、出えんを決定する。</p> <p><u>9. から独立</u> 2 再資源化支援部は、出えん決定後速やかに、離島対策支援事業出えん決定連絡書を離島市町村に送付する。</p> <p>3 再資源化支援部は、原則として出えん申請書の提出月の末日までに、出えん金を離島市町村が指定する口座に振り込む。</p> <p><u>8. (3)から独立</u> (申請書類等の保存) 第9条 離島市町村は、申請書類、証憑及び帳簿を事業完了後5年間保存しなければならない。 (状況調査・検査等) 第10条 再資源化支援部は、出えん先の離島市町村に対して事業の遂行状況その他必要な事項について報告を求め又は検査を行うことができる。</p> <p><u>11. から独立</u> 2 出えん先離島市町村は、対象事業の収支に係る帳簿及び証憑を備え、求めに応じて提示しなければならない。 (出えんの取消し等) 第11条 再資源化支援部は、出えん先の離島市町村が次に掲げる事項に該当したときは、出えん予定の取消し又は出えん金の返還を求める。 (1) 偽り又は不正の方法により出えん申請を行ったとき (2) 出えん金を出えんの対象となる事業以外の用途に使用したとき</p> <p><u>削除(運用変更)</u> <u>5. (4)から独立</u> (その他の協力) 第12条 再資源化支援部は、都道府県及び離島市町村の求めに応じ、情報提供、現地調査、及び事業者育成・周知活動支援等の協力を行う。 (責任の所在) 第13条 出えんを受けた対象事業の遂行及び結果に関しては、これを実施する離島市町村及び関連都道府県においてそれぞれの役割分担において責任を負うものとする。 (その他) 第14条 この要綱に定めるもののほか、離島対策支援事業に関し必要な事項は、再資源化支援部が別に定める。</p>